

別記様式第6号（第6条関係）

行政処分実施結果表

被 処 分 者	探偵業届出証明書番号	宮城県公安委員会 第22140018号
	氏名又は名称	鈴木 孝史
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	宮城県登米市迫町佐沼字中江5丁目2番地16
	処分に係る営業所の名称及び所在地	東北リサーチ 宮城県登米市迫町佐沼字中江5丁目2番地16
処 分 年 月 日	令和2年12月4日	
処 分 内 容	営業廃止命令	
処分理由・根拠法令	【処分理由】 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第2号に該当したため。 【根拠法令】 探偵業の業務の適正化に関する法律 第3条第2号、第15条第2項	
処分を行った公安委員会	宮城県公安委員会	